

駐車監視員とは、警察署の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針 駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

路線・地区名			重点時間帯
重点路線	最重点路線	■ 県道名古屋一宮線（松降交差点～裁判所前交差点）	6 時～22 時
		■ 県道尾張一宮停車場線（泉交差点～音羽 1 丁目交差点）	6 時～22 時
	重点路線	■ 国道 1 5 5 号（稲荷公園北西交差点～羽衣 1 丁目交差点）	6 時～22 時
		■ 市道 1 2 0 号（一宮高校前交差点～森本大橋東交差点）	6 時～22 時

重点地域	最重点	■ 名鉄一宮駅周辺	新生 1・2 丁目	6 時～22 時
	最重点	■ 尾張一宮駅周辺	栄 1～3 丁目	6 時～22 時
	最重点	■ 本 町 地 区	本町 1～3 丁目	6 時～22 時
	重 点	■ 一 宮 駅 西	八幡 1～2 丁目、神山 1 丁目、新生 3・4 丁目、平和 1 丁目、野口 1・2 丁目、昭和 1 丁目、未広 1 丁目	6 時～22 時
	重 点	■ 裁 判 所 周 辺	城崎通 4 丁目、向山町 1・2 丁目、大志 1・2 丁目、本町 4 丁目、一宮字東片端、明治通 5 丁目、本町通 8 丁目、北園通 3～5 丁目、公園通 3 丁目、石山町、川田町 5 丁目、栄 4 丁目、泉 1 丁目、中町 1 丁目	6 時～22 時
	重 点	■ 大 江 地 区	大江 1～3 丁目	6 時～22 時
	重 点	■ 国 道 155 北 側	音羽 1～3 丁目、羽衣 1 丁目、大宮 1～3 丁目、和光 1 丁目、真清田 1・2 丁目、大浜 1 丁目、松降 1・2 丁目、桜 1～3 丁目、大宮 4・5 丁目、文京 1・2 丁目、貴船 1・2 丁目、和光 2 丁目、藤塚 3～5 丁目	6 時～22 時
	重 点	■ 市民病院周辺	大宮 4～5 丁目、文京、貴船	6 時～22 時
	重 点	■ 市民会館周辺	両郷町 1 丁目（一部）、両郷町 2 丁目（一部）、浜町 3 丁目、浜町 4 丁目（一部）、浜町 5 丁目（一部）、浜町 6 丁目（一部）、朝日 1～3 丁目	6 時～22 時
	重 点	■ ビバモール一宮周辺	羽衣 2 丁目、富士 1～4 丁目、泉 2・3 丁目、緑 1～5 丁目	6 時～22 時
	重 点	■ 花 池 地 区	花池 1～4 丁目、中町 1・2 丁目、北園通 1・2 丁目、松島町、殿町 1～3 丁目、公園通 4～6 丁目、八町通 1 丁目、牛野通 1 丁目、大和町宮地花池字中道	6 時～22 時
	重 点	■ 一宮南部地区	森本、せんい、多加木、あずら、猿海道、若竹、城崎通 5～7 丁目、白旗通、相生、浅野字青石、浅野字大島、浅野字大西裏、浅野字駒寄、浅野字西沼、浅野字神明下、浅野字大曲り、浅野字大西、浅野字内浦、浅野字馬東、浅野字外裏、印田通 2～5 丁目、牛野通 2～4 丁目、北園通 6・7 丁目、島崎 1・2 丁目、下川田町、下田、丹陽町多加木字浅間堂、丹陽町森本字川向、八町通 2 丁目、東印田町、古金町、馬見塚、水附町、南印田、妙興寺 1 丁目、向山町 3 丁目、向山南、柳戸町、大和町宮地花池字高見、大和町宮地花池字出町裏、大和町妙興寺字権現浦、大和町妙興寺字山王浦、大和町妙興寺字地藏恵、大和町妙興寺字千間堂、大和町妙興寺字出町前、大和町妙興寺字天神、大和町妙興寺字中之町、大和町妙興寺字八町、大和町妙興寺字坊ヶ池、一宮字牛野南ノ切、一宮字牛野北ノ切、一宮字白旗	6 時～22 時

■ 自動二輪・原付重点地域	尾張一宮駅周辺地区	6 時～22 時
---------------	-----------	----------